

平成23年6月8日
日本原子力研究開発機構

「あらかじめ見捨てられていた「東北の被災地」」の記事について
講談社「週刊現代」2011年6月11日号（5月31日発売）

標記の記事において、原子力機構の事業に関し誤解を与えるような記載が見受けられました。本解説では、動力炉・核燃料開発事業団が実施した処分予定地の選定に係る調査について事実経緯を示します。

当該記事は、「本誌は、『05年3月30日に、特殊法人・核燃料サイクル開発機構（核燃機構）が作成した報告書を入手した。』として、原子力発電環境整備機構（NUMO）の処分地選定作業が進まないがために、これと並行して核燃料サイクル開発機構（サイクル機構：原子力機構の前身）が処分地の選定作業を行っていたかのような文脈となっていますが、これは事実ではありません。

核燃料サイクル開発機構のさらに前身の動力炉・核燃料開発事業団（動燃事業団）が全国的な調査を行い報告書を作成していたのは、今から24年以上前のことです。

詳細は以下に示します。

○調査報告書は、動燃事業団が、昭和59年、及び60年の原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会の報告書により処分予定地の選定の役割を担っていた時期のもので、昭和60年度から昭和62年度に実施した、高レベル放射性廃棄物の処分予定地選定に向けた初期段階の調査にかかわるものです。

○昭和62年に原子力委員会「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（原子力長期計画）が改定され、動燃事業団に処分予定地選定の役割がなくなったため、その後の調査はなされず、具体的な候補地を選定しないまま途中で終了しました。

○また、同原子力長期計画により、処分予定地の選定は、適切な時期に設立される処分事業の実施主体（その後、NUMOが2000年に実施主体として設立）が行うことになりました。

○なお、本調査報告書は、全て平成17年に公開しています。また、調査に係る経緯、概要は以下のHPで見ることができます。

<http://www.jaea.go.jp/jnc/news/press/PE2004/PE05033001/index.html>

○現在、処分事業は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（平成12年）に基づき、実施主体として設立されたNUMOが行うことになっています。

○NUMOは、同法や国の計画に基づき、最終処分の開始を平成40年代後半を目途として、①「概要調査地区」の選定、②「精密調査地区」の選定、③「処分施設建設地」の選定の三つの段階を踏んで進めることとしています。

○NUMOは、平成14年12月19日から、「最終処分施設の設置可能性を調査する区域」の公募を行っています。